

# 経済産業省

20190813貿局第2号  
輸入注意事項2019第85号  
経済産業省貿易経済協力局

「原子力関連貨物の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第3号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年8月30日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「原子力関連貨物の輸入の承認について」の一部改正について

「原子力関連貨物の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、公布の日から施行する。

「原子力関連貨物の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○原子力関連貨物の輸入の承認について（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第3号）

改正後	現 行
<p>3 書面申請手続</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 添付書類</p> <p>①申請者の資格を有することを証する書類</p> <p>(イ) 核原料物質</p> <p>(a) 核原料物質を使用する者： 当該物質を使用することができる者であることを証する次のいずれかの書類の写し3通。ただし、4) にあつては、正本及び写し2通</p> <p>1) 原子炉等規制法第57条の7第1項の規定による届出書及び同条第3項の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書</p> <p>2)・3) (略)</p> <p>4) 原子炉等規制法第57条の7第1項第3号の規定に該当する場合にあつてはその旨の説明を記載した書類</p> <p>(以下、略)</p>	<p>3 書面申請手続</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 添付書類</p> <p>①申請者の資格を有することを証する書類</p> <p>(イ) 核原料物質</p> <p>(a) 核原料物質を使用する者： 当該物質を使用することができる者であることを証する次のいずれかの書類の写し3通。ただし、4) にあつては、正本及び写し2通</p> <p>1) 原子炉等規制法第57条の8第1項の規定による届出書及び同条第3項の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書</p> <p>2)・3) (略)</p> <p>4) 原子炉等規制法第57条の8第1項第3号の規定に該当する場合にあつてはその旨の説明を記載した書類</p> <p>(以下、略)</p>